

参 考 资 料



1. 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（環境庁告示59号）
（昭和46年12月28日）

49.9.30 改正
環境庁告示63号

（内 容）

公害対策基本法第9条の規定に基づき，公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき，人の健康を保護し，および生活環境（同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

第一，環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は，人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

1. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は，全公共用水域につき，別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに，同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は，各公共用水域につき，別表2の水
域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして
(2)により指定する水域類型ごとに，同表の基準値の欄に掲げるとおりとす
る。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は，環境基準に係る水域及び地
域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に
掲げる公共用水域については別途環境庁長官が閣議の了解を得て行ない，
その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事
が行なうものとする。

別表 1

項目	カドミウム	シアン	有機燐	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01 ppm 以下	検出され ないこと。	検出され ないこと。	0.1 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.0005 ppm 以下	検出され ないこと。	検出され ないこと。
測定方法	日本工業規格 K0102 (以下この表, 別表2及び附表2において「規格」という。) 40に掲げる方法。	規格29, 1,2及び293に掲げる方法。	規格23に掲げる方法(ただし, メチルジメチンについては薄層クロマトーモリブデナム青法)	規格39に掲げる方法。	規格51, 2に掲げる方法。	規格48に掲げる方法。	原子吸光度法	ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離-原子吸光度法の両方法。	ガスクロマトグラフ法

備 考

1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については年間平均値とする。
2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメチン及びEPNをいう。
3. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離-原子吸光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。
4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001 ppm以下とする。
5. 薄層クロマトーモリブデナム青法とは、附表1に掲げる方法をいう。
6. 原子吸光度法とは、附表2に掲げる方法をいう。
7. ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離-原子吸光度法とは、それぞれ附表3に掲げる方法をいう。
8. PCBについてのガスクロマトグラフ法とは、附表4に掲げる方法をいう。

別表 2

1. 河 川

(1) 河 川 (湖沼を除く)

(単位: ppm)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大腸菌群数	該当水域
		pH	BOD	SS	DO		
AA	水道 1 級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	$\frac{50\text{MPN}}{100\text{ミリリットル}}$ 以下	別に閣議 決定により水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道 2 級 水産 1 級 およびB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	$\frac{1,000\text{MPN}}{100\text{ミリリットル}}$ 以下	
B	水道 3 級 水産 2 級 およびC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5 以上	$\frac{5,000\text{MPN}}{100\text{ミリリットル}}$ 以下	
C	水産 3 級 工業用水 1 級 およびD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5 以上		
D	工業用水 2 級 農業用水 およびEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2 以上		
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと	2 以上		
測定方法		規格8に 掲げる方 法	規格16 に掲げる 方法	規格10, 2.1に掲 げる方法	規格24 に掲げる 方法	最確数によ る定量法	

備 考

1. 基準値は、日間平均とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、pH6.0以上7.5以下、DO5ppm以上とする。
(湖沼もこれに準ずる。)

2. 湖 沼

(天然湖沼および貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖)

(単位： ㎍)

項目 類型	利用目的の適用性	基 準 値					該当水域
		pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道 1級 水産 1級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	50MPN/ 100ml 以下	別に閣議 決定によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道 2,3級 水産 2級 水浴 およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産 3級 工業用水 1級 農業用水 およびCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上		
C	工業用水 2級 環境保全	6.0以上 8.0以下	8以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2以上		
測定方法		規格8に 掲げる方 法	規格13 に掲げる 方法	規格10, 2,1に掲 げる方法	規格24 に掲げる 方法	最確数によ る定量法	

備 考

水産1級、水産^{2級}および水産3級については、当分の間、SSの項目の基準値は適用しない。

3. 海 域

(単位： ppm)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該 当 水 域
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 およびB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと	別に閣議 決定によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 およびCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上		検出されな いこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上			
測 定 方 法		規格8に 掲げる方 法	規格13 に掲げる 方法(た だし、B 類型の工 業用水お よび水産 2級のう ちノリ養 殖の利水 点におけ る測定方 法はアル カリ性法)	規格24 に掲げる 方法	最確数によ る定量法	n-ヘキサ ン抽出法	

2. 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(1) 河 川

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C	ハ	4 5. 9. 1	4 5.9.1 閣議決定
多摩川下流（調布堰より下流）	D	ハ	4 5. 9. 1	〃
鶴見川上流（烏山川合流点より上流）	D	ハ	4 5. 9. 1	〃
鶴見川下流（烏山川合流点より下流）	E	ハ	4 5. 9. 1	〃
入 江 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	県告示第4 0 3号
滝 の 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
帷 子 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
大 岡 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
宮 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
待 徒 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
鷹 取 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
平 作 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	〃
下 山 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 1 7	県告示第2 5 0号
森戸川（河口が葉山町に係るものの全域）	E	ハ	4 7. 3. 3 1	県告示第4 0 3号
田 越 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 1 7	県告示第2 5 0号
滑 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 1 7	〃
神 戸 川（全域）	E	ハ	4 7. 3. 1 7	〃
境 川（全域）	D	ハ	4 7. 3. 1 7	〃
引 地 川（全域）	D	ハ	4 7. 3. 1 7	〃
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）まで）	A	ハ	4 8. 3. 3 1	環境庁告示第21号
相模川上流(3)（相模湖大橋（相模ダム）から城山ダムまで）	A	イ	4 8. 3. 3 1	〃
相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）	A	ロ	4 5. 9. 1	4 5.9.1 閣議決定
相模川下流（寒川取水堰より下流）	C	イ	4 8. 3. 3 1	環境庁告示第21号
金目川上流（土屋橋の上流端から上流の区域）	A	ハ	4 7. 3. 1 7	県告示第2 5 0号
金目川下流（土屋橋の上流端から下流の区域）	C	ハ	4 7. 3. 1 7	〃
葛 川（全域）	C	ハ	4 7. 3. 1 7	〃

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
中 村 川	C	ハ	47. 3.17	県告示第250号
森戸川(河口が小田原市に係るものの全域)	D	ハ	47. 3.17	"
酒匂川上流(飯泉取水堰から上流の区域)	A	ロ	47. 3.17	"
山 王 川 (全域)	E	ハ	47. 3.17	"
早 川 (全域)	A	ハ	47. 3.17	"
新 崎 川 (全域)	B	ハ	47. 3.17	"
千 歳 川 (全域)	B	ハ	47. 3.17	"

(2) 湖 沼

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
芦 の 湖 (全 域)	湖沼AA	ハ	48. 3.30	県告示第281号

(3) 海 域

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
東 京 湾 (1)	海域 C	イ	46. 5.25	46.5.25閣議決定
" (2)	" C	イ	"	"
" (3)	" C	ロ	"	"
" (4)	" C	イ	"	"
" (5)	" C	イ	"	"
" (6)	" C	イ	"	"
" (7)	" C	イ	"	"
" (8)	" C	イ	"	"
" (9)	" B	ハ	"	"
" (10)	" B	ロ	"	"
" (11)	" B	ロ	"	"
" (12)	" B	イ	"	"
" (13)	" B	ロ	"	"
" (14)	" B	ロ	"	"
" (15)	" B	ロ	"	"
" (16)	" A	ロ	"	"
" (17)	" A	イ	"	"

注) 達成期間は、次のとおりである。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
3. 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

3. 測定地点及び測定機関

(1) 河 川

水 域 名	支 川 名	番 号	測 定 点 名	類 型	測 定 機 関	
多 摩 川		①	多 摩 河 原 橋	C	建 設 省	
		2	多 摩 水 道 橋	C	建 設 省	
		3	二 子 橋	C	建 設 省	
		④	田 園 調 布 取 水 堰 (出)	C	建 設 省	
		5	ガ ス 橋	D	川 崎 市	
		6	六 郷 橋	D	建 設 省	
		⑦	大 師 橋	D	建 設 省	
		平 瀬 川	8	平 瀬 橋	C	川 崎 市
鶴 見 川		9	千 代 橋	D	横 浜 市	
		⑩	亀 の 子 橋	D	建 設 省	
		⑪	大 綱 橋	E	建 設 省	
		12	末 吉 橋	E	建 設 省	
		⑬	臨 港 鶴 見 川 橋	E	建 設 省	
		恩 田 川	14	都 橋	D	横 浜 市
		早 淵 川	15	峯 大 橋	E	横 浜 市
		矢 上 川	16	一 本 橋	E	横 浜 市
入 江 川		⑰	入 江 橋	E	横 浜 市	
滝 の 川		⑱	境 橋	E	横 浜 市	
帷 子 川		⑲	水 道 橋	E	横 浜 市	
大 岡 川		⑳	清 水 橋	E	横 浜 市	
宮 川		㉑	瀬 戸 橋	E	横 浜 市	
侍 従 川		㉒	平 潟 橋	E	横 浜 市	
鷹 取 川		㉓	追 浜 橋	E	横 須 賀 市	
平 作 川		㉔	夫 婦 橋	E	横 須 賀 市	
下 山 川		㉕	下 山 橋	E	神 奈 川 県	
森 戸 川 (葉山)		㉖	森 戸 橋	E	神 奈 川 県	

水域名	支川名	番号	測定点名	類型	測定機関
田越川		㉔	渚橋	E	神奈川県
滑川		㉕	滑川橋	E	神奈川県
神戸川		㉖	神戸橋	E	神奈川県
境川		30	境橋	D	相模原市
		31	鶴間橋	D	神奈川県
		32	新道大橋	D	神奈川県
		33	高鎌橋	D	横浜市
		34	大道橋	D	藤沢市
		㉗	境川橋	D	藤沢市
	柏尾川	36	吉倉橋	D	横浜市
		37	川名橋	D	藤沢市
引地川		38	下土棚大橋	D	藤沢市
		39	石川橋	D	藤沢市
		㉘	富士見橋	D	藤沢市
相模川		41	小倉橋	A	神奈川県
		42	昭和橋	A	神奈川県
		43	相模大橋	A	神奈川県
		㉙	寒川取水堰(上)	A	神奈川県
		㉚	馬入橋	C	建設省
	鳩川	46	まぶね橋	A	神奈川県
	中津川	47	第1鮎津橋	A	神奈川県
	小鮎川	48	第2鮎津橋	A	神奈川県
	新玉川	49	相模川水位観測所	A	神奈川県
	永池川	50	本川合流前	A	神奈川県
	目久尻川	51	本川合流前	C	神奈川県
	小出川	52	本川合流前	C	神奈川県
	金目川		㉛	小田急鉄橋	A
㉜			花水橋	C	神奈川県

水 域 名	支 川 名	番 号	測 定 点 名	類 型	測 定 機 関
金 目 川	鈴 川	55	渋 田 川 合 流 前	C	神 奈 川 県
	渋 田 川	56	鈴 川 合 流 前	C	神 奈 川 県
葛 川		⑤⑦	吉 田 橋	C	神 奈 川 県
中 村 川		⑤⑧	押 切 橋	C	神 奈 川 県
森 戸 川 (小田原)		59	万 石 橋	D	神 奈 川 県
		⑥⑩	親 木 橋	D	神 奈 川 県
酒 匂 川		61	十 文 字 橋	A	神 奈 川 県
		62	報 徳 橋	A	神 奈 川 県
		⑥③	飯 泉 取 水 堰 (上)	A	神 奈 川 県
	鮎 沢 川	64	峰 下 橋	A	神 奈 川 県
	川 音 川	65	文 久 橋	A	神 奈 川 県
	狩 川	66	狩 川 橋	A	神 奈 川 県
山 王 川		67	足 柄 小 学 校 橋	E	神 奈 川 県
		⑥④	山 王 橋	E	神 奈 川 県
早 川		69	観 光 会 館 前	A	神 奈 川 県
		⑦⑩	早 川 橋	A	神 奈 川 県
新 崎 川		⑦①	吉 浜 橋	B	神 奈 川 県
千 歳 川		⑦②	千 歳 橋	B	神 奈 川 県

(備考) 番号が○で囲まれている測定点は、環境基準点である。

(以下、同じ。)

(2) 東 京 湾

番号	測 定 点 名	緯 度	経 度	種 類	測 定 機 関
①	浮 島 沖	N 35° 30' 4"	E 139° 48' 42"	B	川 崎 市
②	千 鳥 町 沖	N 35° 28' 50"	E 139° 47' 56"	B	川 崎 市
③	京 浜 運 河 千 鳥 町	N 35° 30' 4"	E 139° 45' 24"	C	川 崎 市
④	川 崎 港 防 波 堤 沖	N 35° 28' 33"	E 139° 44' 57"	C	川 崎 市
⑤	京 浜 運 河 扇 町	N 35° 29' 19"	E 139° 43' 28"	C	川 崎 市
⑥	扇 島 沖	N 35° 27' 27"	E 139° 45' 5"	B	川 崎 市
⑦	鶴 見 川 河 口 先	N 35° 28' 22"	E 139° 41' 19"	C	横 浜 市
⑧	横 浜 港 内	N 35° 27' 25"	E 139° 39' 1"	C	横 浜 市
⑨	中 の 瀬 北	N 35° 25' 4"	E 139° 44' 56"	A	神 奈 川 県
⑩	本 牧 沖	N 35° 24' 0"	E 139° 41' 28"	B	横 浜 市
⑪	磯 子 沖	N 35° 23' 28"	E 139° 39' 4"	C	横 浜 市
⑫	中 の 瀬 南	N 35° 20' 50"	E 139° 43' 30"	A	神 奈 川 県
⑬	富 岡 沖	N 35° 22' 0"	E 139° 45' 40"	B	横 浜 市
⑭	第 三 海 堡 東	N 35° 16' 56"	E 139° 45' 40"	A	神 奈 川 県
15	平 潟 湾 沖	N 35° 20' 0"	E 139° 39' 42"	B	神 奈 川 県
⑯	平 潟 湾 内	N 35° 19' 28"	E 139° 37' 48"	B	横 浜 市
⑰	夏 島 沖	N 35° 18' 44"	E 139° 39' 6"	C	横 須 賀 市
⑱	大 津 湾	N 35° 16' 32"	E 139° 42' 12"	B	横 須 賀 市
⑲	浦 賀 港 内	N 35° 14' 4"	E 139° 43' 40"	B	横 須 賀 市
⑳	浦 賀 沖	N 35° 13' 28"	E 139° 46' 0"	A	神 奈 川 県
㉑	久 里 浜 湾 内	N 35° 13' 13"	E 139° 43' 20"	B	横 須 賀 市

(3) 相 模 湖

番号	測 定 点 名	位 置	類型	測 定 機 関
①	境 川 橋	—————	河川 A	神 奈 川 県
2	日 連 大 橋	—————	河川 A	神 奈 川 県
3	湖 央 西 部	勝瀬橋右岸と相模湖電報電話局を結 んだ線の中央	河川 A	神 奈 川 県
4	湖 央 東 部	遊覧船さん橋延長 0.25 Kmの地点	河川 A	神 奈 川 県
5	相 模 湖 大 橋	—————	河川 A	神 奈 川 県

(4) 津 久 井 湖

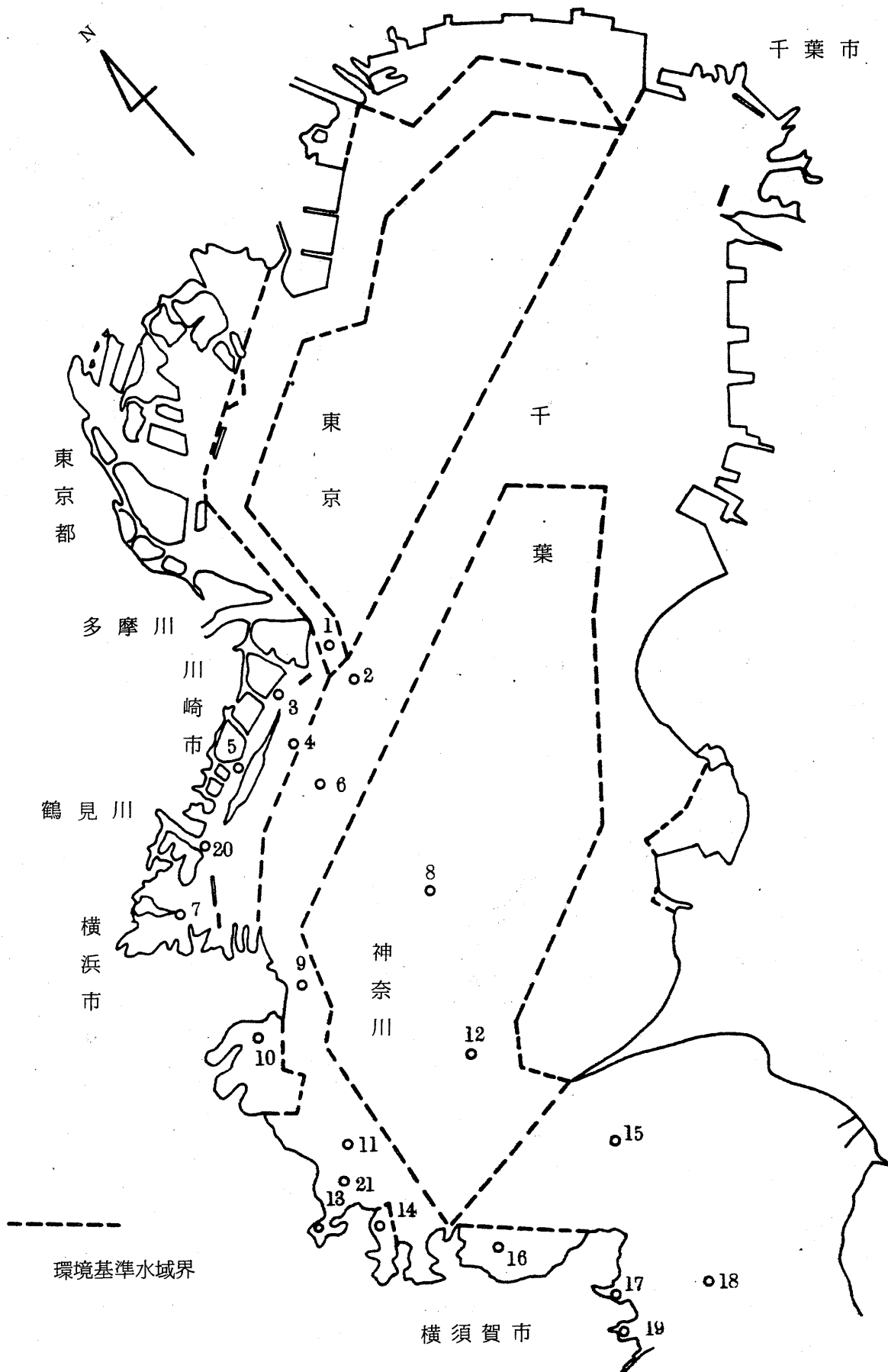
番号	測 定 点 名	位 置	類型	測 定 機 関
①	沼 本 ダ ム	—————	河川 A	神 奈 川 県
2	名 手 橋	—————	河川 A	神 奈 川 県
3	湖 央 部	三井大橋右岸と津久井老人保養所を 結んだ線の中央	河川 A	神 奈 川 県
4	新 道 志 橋	—————	河川 A	神 奈 川 県

(5) 芦 ノ 湖

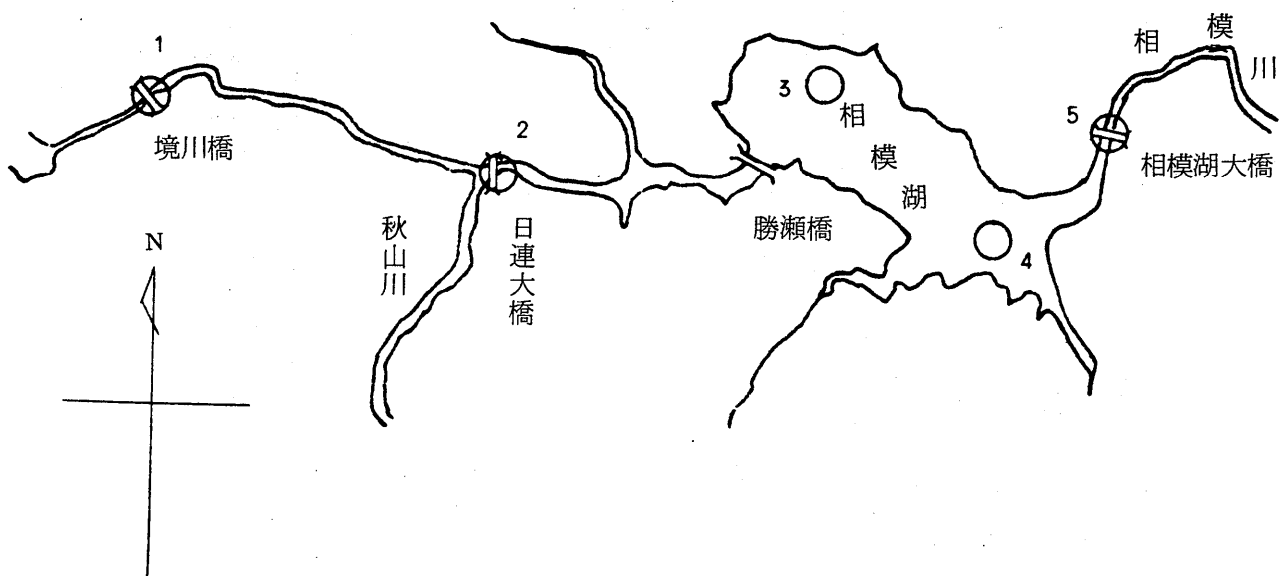
番号	測 定 点 名	位 置	類型	測 定 機 関
①	湖 北 中 央 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆 川口側から 0.6 Kmの地点	湖沼 A A	神 奈 川 県
②	湖 央 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆 川口側から 3.4 Kmの地点	湖沼 A A	神 奈 川 県
③	湖 西 部	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆 川口側から 5.2 Kmの地点	湖沼 A A	神 奈 川 県
④	湖 東 部	弁天の鼻と畚石を結んだ線の弁天の 鼻側から 0.6 Kmの地点	湖沼 A A	神 奈 川 県



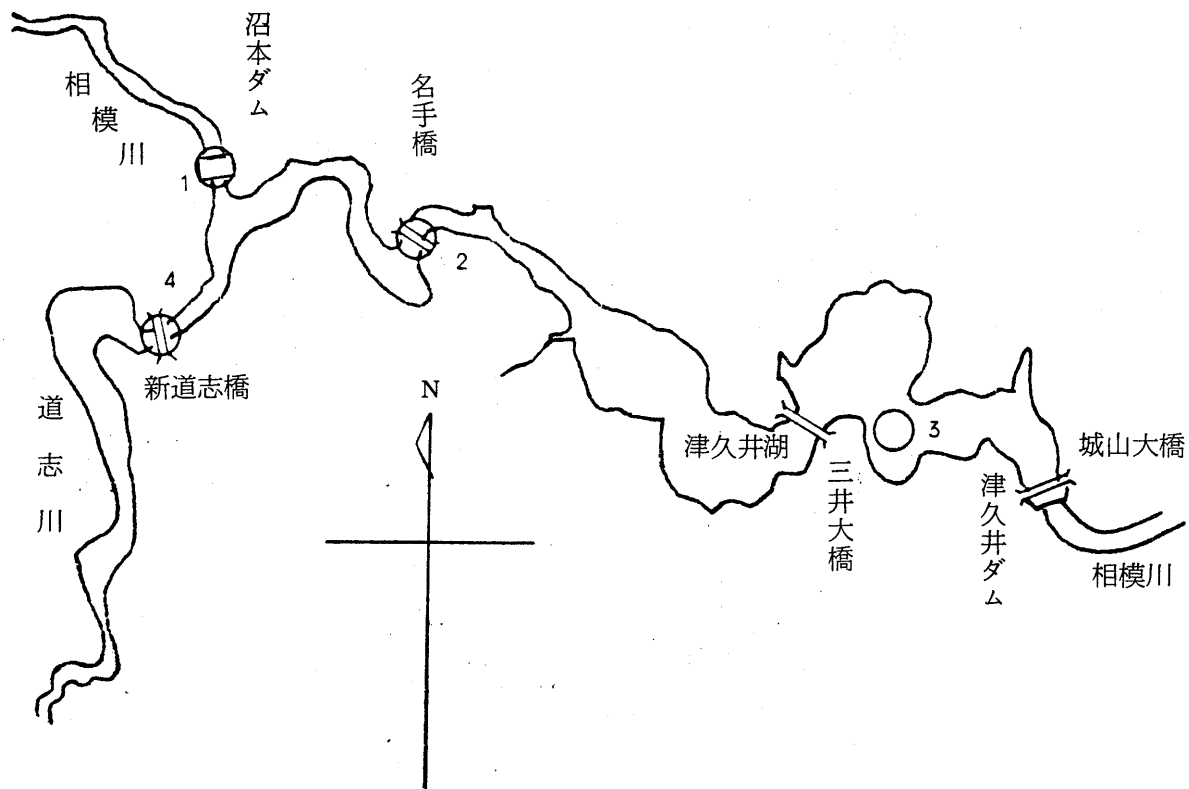
5. 東京湾測定地点図



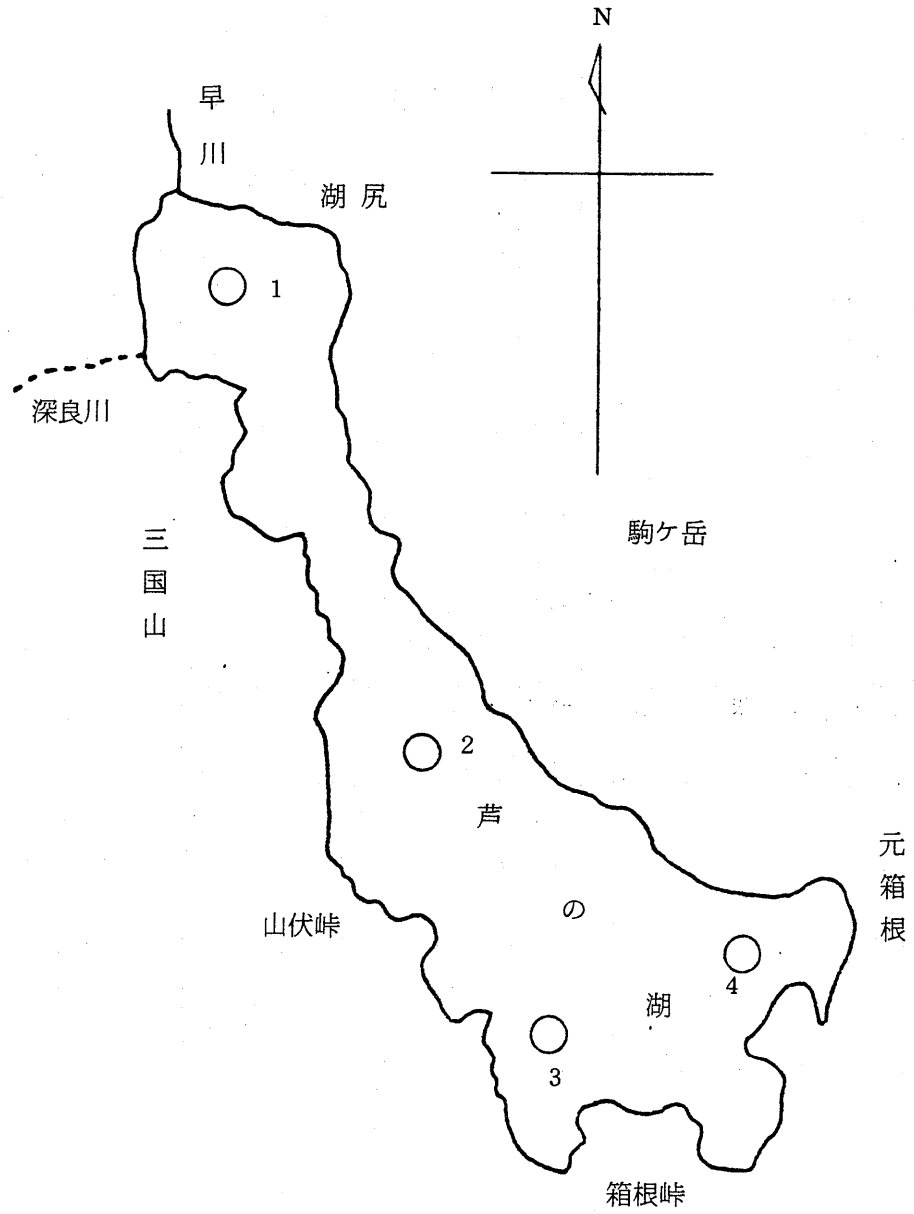
6. 相模湖水質測定点図



7. 津久井湖水質測定点図



8. 芦ノ湖水質測定点図



9. 県内河川の概要

番号	河川名	水源	県内総延長 (Km)	県内流域面積 (Km ²)
1	多摩川	秩父山塊	47.3	68.22
2	鶴見川	町田市丘陵地帯	75.035	189.33
3	入江川	横浜市鶴見区丘陵地帯	7.7 (入江川, 足洗川, 入江川右支川のみ)	8.04
4	滝の川	横浜市神奈川区丘陵地帯	7.73	9.94
5	帷子川	横浜市旭区丘陵地帯	35.3	58.5
6	大岡川	横浜市港南区・磯子区丘陵地帯	25.4	34.96
7	侍従川	横浜市金沢区丘陵地帯	2.4	4.40
8	宮川	横浜市金沢区丘陵地帯	6.42	9.14
9	平作川	三浦半島丘陵地帯	11.0	26.06
10	鷹取川	横須賀市丘陵地帯	2.0	2.30
11	境川	城山町丘陵地帯	98.3	192.33
12	引地川	大和市丘陵地帯	28.03	68.71
13	相模川	富士山	374.9	930.5
14	金目川	丹沢山塊東部	104.9	184.17
15	森戸川	大井町丘陵地帯	5.5	15.06
16	山王川	箱根山塊東部	9.5	29.0
17	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	179.725	387.44
18	早川	芦ノ湖	29.4	107.4

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市, 東京都)	平瀬川, 三沢川, 二ヶ領本川	工水, 上水, 漁業 かんがい
東京湾(横浜市)	矢上川, 早瀬川, 烏山川, 恩田川	かんがい
東京湾(横浜市)	足洗川	
東京湾(横浜市)	反町川	
東京湾(横浜市)	今井川, 中堀川	
東京湾(横浜市)	日野川	
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
浦賀水道 (横須賀市)		
東京湾(横須賀市)		
相模湾(藤沢市)	柏尾川, 小松川	かんがい
相模湾(藤沢市)	蓼川	かんがい
相模湾(平塚市)	小出川, 目久尻川, 玉川, 小鮎川, 中津川 鳩川, 串川, 道志川, 秋山川	上水, 工水, 漁業 かんがい, 発電
相模湾(平塚市)	渋田川, 大根川, 室川, 水無川, 葛葉川	上水, かんがい
相模湾(小田原市)		かんがい
相模湾(小田原市)	久野川	かんがい
相模湾(小田原市)	狩川, 川音川, 鮎沢川, 河内川	上水, 漁業, かんがい 発電
相模湾(小田原市)	須雲川	漁業, 上水, 発電

番号	河川名	水源	県内総延長 (Km)	県内流域面積 (Km ²)
19	千歳川	箱根山塊南部	13.47	20.51
20	新崎川	箱根山塊南部	6.11	17.6
21	中村川	秦野市及び大井町	16.14	33.1
22	葛川	中井町丘陵地帯	12.6	29.84
23	神戸川	鎌倉市丘陵地帯	3.0	2.5
24	滑川	鎌倉市丘陵地帯	7.6	11.87
25	田越川	逗子市丘陵地帯	6.16	13.33
26	下山川	葉山町丘陵地帯	5.5	10.37
27	森戸川	逗子市丘陵地帯	2.0	6.97

10. 県内湖沼の概要

番号	湖沼名	所在地	周囲 Km
1	相模湖	津久井郡相模湖町	11.0
2	津久井湖	津久井郡城山町, 津久井町, 相模湖町	22.5
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	20.1

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
相模湾(湯河原町)		漁業, 上水
相模湾(湯河原町)		上水
相模湾(二宮町)	藤沢川	かんがい
相模湾(大磯町)	不動川	かんがい
相模湾(鎌倉市)		
相模湾(鎌倉市)		
相模湾(逗子市)		
相模湾(葉山町)		
相模湾(逗子市)		

面積	最深部水深	貯水量	利用状況
3.26 ^{Km}	45.0 ^m	4,820 ^{万m³}	発電, 上水, 漁業, 工水
2.39	22.0	5,120	発電, 上水, 漁業, 工水
6.84	43.5	17,100	発電, 漁業, 農業用水

